

# スペイン・マドリード州行政記録の段階的管理

## — 法改正、評価選別の側面からの分析 —

則 竹 理 人

### 【要 旨】

スペイン中央行政の記録管理で確立した、記録のライフサイクルに沿って時系列的に4つの段階に分けて管理する手法は、記録管理論の解説書で取り上げられ、同国の一部の地方（自治州）にも波及し、標準化、規範化した。そのひとつであるマドリード州では、記録管理に関する法令でその手法が明記されているが、3、4段階目の管理を1つの施設が担うことも述べられており、実質3つの段階に分けた管理が規定されている。この段階数のねじれが、近年進行中の法改正の中で矛盾として指摘され、解消を試みた結果、2つの段階を兼ねていた施設の役割の規定が曖昧になる問題が生じている。

今後の動向を探るためには、同州行政記録管理で3、4段階目が従来どのように区別されてきたのか踏まえる必要があるが、その調査対象として有効なのが、同州の専門委員会によって公表されてきた「記録識別評価調査票」である。記録の評価選別、廃棄の方針提案をするにあたって、その根拠となる同調査票は、記録の保存期間や廃棄時期などの項目で前述の4段階に分けた管理を前提とした様式が与えられており、実際のシリーズごとの3、4段階目の設定や区別を示している。分析の結果、3段階目まで設定される条件となる傾向はいくつか見出せたものの、4段階目との区別には曖昧さがみられ、区別の実効性が低い現状がうかがえた。

### 【目 次】

はじめに

1. 4段階管理の様々な定義
  2. マドリード州の行政記録における4段階管理
    - (1) 1993年法の成立とその内容
    - (2) マドリード州地域アーカイブズの役割と法改正の動き
  3. マドリード州行政記録の評価選別関連文書の分析
    - (1) 記録識別評価調査票と関連文書の策定意義、公表プロセス
    - (2) 記録識別評価調査票の内容構成
    - (3) 記録識別評価調査票における3、4段階目に関する傾向と考察
- おわりに（将来的な動向を見据えて）

## はじめに

スペイン政府が法令に基づいて政務を行う手段である中央行政（省庁、各自治州の出先機関、在外公館等で構成）<sup>1)</sup>の記録<sup>2)</sup>管理においては、最終的に永久保存される記録は、そのライフサイクルに沿って時系列的に、各部局の執務室内での管理、機関単位での管理、機関横断的な中間書庫での管理、最終移管先での管理の4つの段階に分ける手法（以下、4段階管理）が確立し、現行<sup>3)</sup>の記録管理に関する法令にもその手法が明記されている。同国等で刊行されたアーカイブズ学や記録管理論の解説書でもこの手法が提示されており、段階ごとの記録の価値の違いや保存期間等が定義され、その共通点から標準的手法が見出される。また、この手法はスペイン中央行政にとどまらず、同国の一部の地方（自治州）や、同じ言語圏である中南米カリブの一部の国々にも伝播し、標準化、規範化している。しかし世界的には、記録の利用や価値に基づいた現用、非現用の2つの段階、またはそれらに半現用の段階を加えた3つの段階に合わせた管理が多くみられる。その中で、スペイン中央行政における4段階管理の手法が別の環境にも広がり、導入される要因や効果は明らかになっていない。中間段階の設定が明確に制度化されておらず、4段階管理に近い手法を取る行政機関や地方自治体も一部あるわが国の記録管理の発展への寄与を鑑みても、その効果を解明することは意義があるといえる。

一方、4段階管理を基礎的な理念として導入した国内の自治州や中南米カリブの国々の実情に目を向けると、その大部分では、2つの段階の管理を1つの施設が担ったり、中間段階のひとつを任意としたりすることによって、実質的には3段階の管理を行う状況がうかがえる。スペインのマドリード州の行政記録管理は、4段階管理の3、4段階目を1つの施設が受け持つことで、実質3段階になっていると考えられる例のひとつである。同州では、記録管理に関する法律の改正案が2022年5月に州議会に提出され、審議が進められているが、4段階管理を理念としつつも3段階の管理を運用しようとするのが、この法律改正に影響を与えている。当初の法案は内容の矛盾が指摘され、最終的には2つの段階を兼ねるとされていた施設の意義、役割が曖昧になった法案が、州議会に提出されたのである。今後、当該の施設に変化はみられるのか、また州行政記録管理において、3段階目、4段階目と定義される各段階の管理はどの施設でどのように区別して（または区別せずに）行われるようになるのか注目される。同時に、これまでの2つの段階の区別や管理の運用実態をつかむことの重要性も示唆される。

実態解明に向けたひとつのアプローチとして、記録が廃棄されるか、ある段階から次の段階へと移行するかの契機となる、評価選別の面での段階の区別の分析が想定される。マドリード

1) スペイン政府のウェブサイトによると、同国の統治機構は、国家元首、立法府、行政府、司法府、憲法裁判所、国家評議会、経済社会審議会で構成され、その中の行政府は政府（Gobierno）と国家総合行政（Administración General del Estado）で構成される（2022年9月16日取得）。

[https://administracion.gob.es/pag\\_Home/espanaAdmon/comoSeOrganizaEstado/Instituciones\\_Estado.html](https://administracion.gob.es/pag_Home/espanaAdmon/comoSeOrganizaEstado/Instituciones_Estado.html)  
本稿では、地方行政との違いを明確にするために、後者を「中央行政」とする。なお、地方は大きい順に自治州（Comunidad Autónoma）、県（Provincia）、ムニシピオ（Municipio。基礎自治体であり、本稿で「市」と示すものも相当）の3階層に区分される（島嶼部やアフリカ大陸の領土には例外あり）。

2) 英語の“record(s)”と“(archival) document(s)”の区別は、スペイン語では後者の逐語訳である“documento(s)”が両者を表すため明示的にはみられない。本稿では一律「記録（群）」と示す。

3) 2022年9月16日現在。以下、断りなく「現在」「現行」などと述べる場合は、同日付を基準とする。

州では、専門の委員会が置かれて、特定のシリーズの記録群の評価選別方法が策定され調査票としてまとめられ、それに基づいた評価選別、廃棄が行われるが、その調査票の様式も、4段階管理を前提とした体裁となっている。各シリーズの評価選別で3段階目、4段階目を区別しているかどうか明確に把握でき、調査対象として有効な文書であるといえる。

本稿では、解説書から見出される記録の4段階管理の手法の様々な定義を整理した上で、マドリード州の記録管理制度やその改正の中での4段階管理の表され方、またそれを取り巻く問題を明らかにする。さらに、前述の調査票の記載内容を分析し、同州行政記録管理の運用における3、4段階目の区別の傾向、特徴をまとめ、考察する。

## 1. 4段階管理の様々な定義

スペイン中央行政の記録管理において発展した、記録のライフサイクルに沿って4つの段階に分けた管理は<sup>4)</sup>、1980、90年代に出版されたアーカイブズ学、記録管理論の解説書のいくつかで、アーキビストおよびアーカイブズ学研究者によって様々な定義されている。本節では、まずその解説内容を整理し、共通点から4段階管理の標準的な特徴を見出す。

基礎自治体の記録管理のマニュアルであるCortes Alonso (1982) では、4段階管理の各段階<sup>5)</sup> が保存期間<sup>6)</sup>、評価選別の有無<sup>7)</sup>、記録管理者<sup>8)</sup>、記録提供先<sup>9)</sup> の観点で区別された(表1)。

表1 Cortes Alonso (1982) による記録の4段階管理における各段階の区別

段階	(執務室の)管理A	(機関の)中央A	(一時書庫の)中間A	(最終書庫の)歴史A
保存期間	5年	移管後10年	移管後15年	移管後永久
評価選別	○	○	○	-
管理者	行政職員	アーキビスト		
提供先	行政機関	1位：行政機関 2位：市民		1位：文化関係者(研究、教育) 2位：市民 3位：行政機関

[出典] Cortes Alonso (1982) より筆者作成。※Aは「アーカイブズ」。

4つの各段階に「アーカイブズ」<sup>10)</sup> という言葉が与えられ、1段階目には執務室に置かれる「管理アーカイブズ (archivo de gestión)」、2段階目には機関単位で置かれる「中央アーカイブズ (archivo central)」、3段階目には「中間アーカイブズ (archivo intermedio)」、4段階

- 
- 4) スペイン中央行政記録管理における4段階管理の発展の経緯は、次の文献を参照されたい。  
則竹理人「スペイン中央行政記録の段階的管理の特性」『アーカイブズ学研究』37号、2022年、80-93頁。
- 5) Cortes Alonso, Vicenta, *Manual de Archivos Municipales*, Asociación Española de Archiveros, Bibliotecarios, Museólogos y Documentalistas, 1982, p.20.
- 6) Cortes Alonso, op.cit., p.26.
- 7) Cortes Alonso, op.cit., p.59.
- 8) Cortes Alonso, op.cit., p.85.
- 9) Cortes Alonso, op.cit., p.85.
- 10) 「アーカイブズ」にあたるスペイン語の“archivo”には、英語の“records”にあたるものを含めた記録群としての意味のほか、記録の保存施設としての意味がある。本稿では、各解説書や法令等で両方の意味に解釈しうる部分があるため、意識せずにいずれも「アーカイブズ」と記す。

目には「歴史アーカイブズ (archivo histórico)」という名称がそれぞれ示された。1段階目の管理アーカイブズでの保存期間は5年とされたが、いつから5年であるか明示されていない。ただ、この段階では記録が示す業務が処理中であると述べられていることから<sup>11)</sup>、記録の作成、取得時が起点となる可能性がうかがえる。

表に示した区別のほか、最初の3段階を「行政アーカイブズ」と総称しており、最終段階である歴史アーカイブズとは別種であることが述べられた<sup>12)</sup>。また、基礎自治体の記録管理を想定した場合に、通常は(3段階目の)中間アーカイブズは存在しないと述べられて「3段階」と称される部分があったり<sup>13)</sup>、4段階管理の図示では4つが区別された図に並行して2、3、4段階目が結合した図も描かれたり<sup>14)</sup>、途中の段階がないことや、複数の段階が統合されることも可とする記述がみられた。

アーカイブズ学全般の解説書として刊行されたHeredia Herrera (1991) では、「段階」は2つ設定されたが、記録の価値、保存期間、保存場所は4つに分けられた(表2)<sup>15)</sup>。

表2 Heredia Herrera (1991) による記録の4段階管理における各段階の区別

段階	プレ・アーカイブズ	アーカイブズ		
アーカイブズ	管理または執務室	中間		歴史
記録の世代	第1	第2		第3
記録の価値	一次的(証拠的)価値	主に一次的価値	一次的・二次的(情動的)価値	二次的価値
評価選別	○? (廃棄はされる)	○	○	-
記録の保存期間	5年	移管後10～30年	移管後30～50年	移管後永久
記録の保存場所	作成される執務室 または部局	機関の中央A	機関外のA (中間A)	機関の歴史Aか 機関外の総合歴史A

[出典] Heredia Herrera (1991) p.175の表を筆者が翻訳し作成。※Aは「アーカイブズ」。

2つの段階は、次の通り定義された<sup>16)</sup>。

プレ・アーカイブズ段階：記録の作成部署内での作成および形成の段階(記録が処理または受理され次第すぐに2つの道に区別される)。この段階では、執務室アーカイブズまたは管理アーカイブズと呼ばれるアーカイブズに集約され、全て保存される。

アーカイブズ段階：記録が既に実質的にその物理的空間である書庫に入り、すぐにアーキビストの全面的な統制下となる段階。作成された全ての記録が保存されるわけではない。選別が生じる。その結果生じる記録群は、まずは行政アーカイブズを構成し、廃棄を経て歴史アーカイブズや永久アーカイブズに変わる、記録フォンドと呼ばれるものである。

一方、3つの世代は次の通り定義され<sup>17)</sup>、アーカイブズ段階は記録の価値の変化に基づいて第2、3世代に二分された。

11) Cortes Alonso, op.cit., p.23.

12) Cortes Alonso, op.cit., p.21.

13) Cortes Alonso, op.cit., p.26.

14) Cortes Alonso, op.cit., p.21.

15) Heredia Herrera, Antonia, *Archivística General: Teoría y Práctica*, Diputación Provincial de Sevilla, 1991, p.175. なお、初版は1986年に刊行。

16) Heredia Herrera, op.cit., p.100.

17) Heredia Herrera, op.cit., p.173.

記録の第1世代：着手された案件の回答や解決に向けた経路や手順による稟議や手続きの世代。

記録の第2世代：この世代に、着手された案件の回答や解決策を受け取ったら、その証拠となる記録（群）は保存され、参照対象や先行例となりうるが、第1世代ほどの利用頻度はない。

記録の第3世代：記録は永続的価値を呈し、研究目的で文化的情動的価値によって参照されるようになる。

保存場所の観点では、第2世代がさらに二分され、4つに区別された。4つの名称は、Cortes Alonso (1982) と同様のものが与えられている。1段階目の保存期間の起点が明示されない点でも同書と共通し、同段階に一致する記録の第1世代の定義によれば、記録が示す業務が処理中と解釈できることから、やはり記録の作成、取得時と推測される。なお、執務室のスペース不足によって移管時期が前倒しされたり、3つ目の中間アーカイブズがスペース不足または存在しないことが要因で、2つ目の機関の中央アーカイブズに滞留したりすることが頻繁にあると述べられた<sup>18)</sup>。

また、最初の3つの保存場所を「行政アーカイブズ」と総称し、最終段階である歴史アーカイブズと区別する記述が、Cortes Alonso (1982) と同様にみられた<sup>19)</sup>。その行政アーカイブズにあたる3つの区分で、記録の廃棄は不可避な作業であるとされており<sup>20)</sup>、評価選別があることが示唆される。ただ、同書の第6章「記録管理」の第4節「評価、選別、廃棄：判断の多様性」<sup>21)</sup>では1つ目の執務室や部局への言及はみられず、2つ目の機関の中央アーカイブズと3つ目の中間アーカイブズで評価選別が行われることが述べられた。そのことも含め、同書では2、3段階目の類似性がうかがえる記述が多くみられ、よく融合するとも述べられた<sup>22)</sup>。

その他、本書ではスペインの地方自治区分の最上階層である、自治州の記録管理に関する記述もみられた。自治州は、現行の1978年憲法の第8編「国土の構成について」の第3章「自治州について」の最初の条項である第143条第1項で、次の通り規定されている。

#### 第143条

- 1 憲法第2条で認知される自治権の行使にあたって、歴史的、文化的、経済的に共通の特徴を持つ隣接する県（複数形）、島嶼部、そして歴史的に地方共同体を形成している県（複数形）は、本編や各自治憲章での規定に従って、自己統治を行ったり自治州を形成したりすることができる。

この規定に基づいて形成された各自治州の自治憲章では、その所管業務として州内のアーカイブズの管理も述べられ、これまでに全ての自治州で域内の記録管理に関する法令が制定されている<sup>23)</sup>。つまり、地方の記録管理制度は自治州ごとに異なることとなったのである。

Heredia Herrera (1991) では、自治州レベルの記録管理における記録の移管経路も述べら

18) Heredia Herrera, op.cit., p.176.

19) Heredia Herrera, op.cit., p.175.

20) Heredia Herrera, op.cit., p.428.

21) Heredia Herrera, op.cit., pp.185-194.

22) Heredia Herrera, op.cit., p.176.

23) カスティーリャ・ラ・マンチャ州の自治憲章だけは、条文に「アーカイブズ」という語が明記されていないが、博物館や図書館と並列で「保存施設」という語が述べられており、アーカイブズも内包されると解釈でき、実際、域内の記録管理に関する法令が後に制定された。



れた<sup>24)</sup>。それによると、まずは表2の通り各部局での管理と機関の中央アーカイブズでの管理を経るが、その後は「自治州の総合アーカイブズ」に移管され、その施設が最終管理を行うとされた。ただ、この総合アーカイブズや各機関の中央アーカイブズが各州に完備されているわけではないため、実態としては県の歴史アーカイブズがそれらの施設の役割を果たすとも述べられた。いずれにせよ、先に示された4つの保存場所を経る手法とは異なる経路が解説された。

後に刊行されたCruz Mundet (1996) でも、4段階に分けた管理が述べられており、各段階を保存期間、評価選別の有無、記録の利用目的、管理者の観点で区別している<sup>25)</sup> (表3)。

表3 Cruz Mundet (1996) による記録の4段階管理における各段階の区別

段階	管理（執務室）A	行政A	中間A	歴史A
保存期間	処理完了の1～5年後まで	移管後10年	移管後15年	移管後永久
評価選別	×	×	○	—
利用目的	管理、手続きのため	管理、手続きのための利用も想定されるが、確証的ではない	管理、手続きのための利用は実質的になくなる	情報的、歴史的、文化的
管理者	アーキビスト以外の職員 <sup>1)</sup>	アーキビスト		

[出典] Cruz Mundet (1996) より筆者作成。※Aは「アーカイブズ」。

1) アーキビストは全く関与せずに記録が管理されると述べられたわけではなく、本書の第6章「最初の段階（複数形）におけるアーカイブズ」の第1節「執務室アーカイブズ：アーキビストの役割」で、アーキビストの執務室アーカイブズへの介入方法がまとめられた (pp.147-151)。

2段階目以外は、先の2つの解説書と同様の名称が各段階に付けられた。この中で、先の2つの解説書と異なり、1段階目における標準の保存期間は、記録の示す業務の処理完了時を起点としてその5年後までであると述べられた。ただ、この段階では記録が示す業務が処理中であると明示されることから、保存開始が処理完了時であるわけではなく、先の2つの解説書と同様に記録の作成、取得時であると解釈できる。なお、5年という標準年数は、記録の年数経過に伴った利用、参照頻度の減少や、記録量の増加に伴う保存コストや必要な記録を探す難易度の上昇が原因となっており、幅が生じる（短くなることもある）とも述べられた<sup>26)</sup>。

2段階目の行政アーカイブズ<sup>27)</sup> は、大量の記録と複雑な構造を持つ行政組織にのみ設置されると示されており<sup>28)</sup>。その名称だけでなく、任意の段階として扱われたことが先の2つの解説書との相違点である。また、そこに移管された記録は当該案件が完了した状態であるが、以後の動向によっては前の段階に戻されることがあるとも述べられており<sup>29)</sup>、そのことから本書では、4つの段階を経るのは絶対的ではないようである。なお、後に出版された同著者によるアーカイブズ学の解説書<sup>30)</sup> では、この行政アーカイブズの段階の記述はなくなり、3段階を前提とした記録管理が述べられた。

24) Heredia Herrera, op.cit., p.184.

25) Cruz Mundet, José Ramón, *Manual de Archivística*, Fundación Germán Sánchez Ruipérez, 1996, pp.97-99. なお、初版は1994年に刊行。

26) Cruz Mundet, op.cit., pp.97-98.

27) 先の2つの解説書と同様に、本書でも歴史アーカイブズとの対比で、前の3つの段階の総称としてこの語句が用いられた部分もあり、一義ではない。

28) Cruz Mundet, op.cit., p.98.

29) Cruz Mundet, op.cit., p.98.

30) Cruz Mundet, José Ramón, *Manual de Archivística: Gestión de Documentos y Administración de Archivos*, Alianza, 2019.

評価選別は、先の2つの解説書とは異なり、2段階目で行われるとは述べられていない。2段階目を任意の段階とみなしていることから、この段階の記録管理に重要な役目を背負わせていないようである。

以上の3つの解説書を総括すると、その共通点から4段階管理の標準的な特徴を見出せる。まず管理者の観点では、2段階目以降はアーキビストによって管理される。また保存期間の観点では、そもそも1段階目の期間の起点が不明瞭なものもある上に、各段階の期間は記録の利用状況や保存スペースの都合によって揺れが生じるが、1段階目から3段階目までを合計すると30～40年ほどで、おおむねその半分が1、2段階目、もう半分が3段階目に充てられる。さらに、記録が示す業務が処理中の時期を含めないとしても、6年以上経過した記録は2段階目およびそれ以降に移管され、基本的にアーキビストの直接の管理下に置かれる。記録の価値や利用の観点では、1、2段階目の記録の主たる利用目的や価値は行政的、証拠的なもので、4段階目は歴史的、情動的な価値（利用）が主たるものとなる。3段階目は、両者の境界線にある段階で、どちらが主たるものとなるかは揺れがあり、いずれの利用目的や価値も想定されうる。ただ、各段階間の評価選別の有無をみると、1段階目から2段階目、2段階目から3段階目への移管時とは異なり、3段階目から4段階目への移管時はいずれの解説書でも行われるとされることから、3、4段階目の間には価値や利用の観点で明確な区別があると考えられる。

## 2. マドリード州の行政記録における4段階管理

前節でまとめた通り、1980年代から90年代にかけて、アーカイブズ学、記録管理論の解説書で記録の4段階管理の手法が提示され、共通点から標準的特徴が見出された。それに並行して、新憲法によって自治州が成立し、地方行政の記録管理制度は州ごとに独自に策定された。

本節では、その中でマドリード州が記録管理制度をどのように築き上げたのかを明らかにするために、1993年に制定された同州の記録管理に関する現行の法律の内容を、4段階管理の理念が関連する条文を中心に整理する。その上で、現在進行中である同法の改正の概要と、その中の4段階管理の理念が影響する動きを追い、当該州行政の記録管理において、3、4段階目の区別が着目する意義のある観点となっていることを確認する。

### （1）1993年法の成立とその内容

前述の通り、各自治州は自治憲章によってその自治の内容を示したが、マドリード州の自治憲章では次の条文が提示され、州内のアーカイブズの管理の自治権を得ている。

#### 第2編 州の所管業務

##### 第26条

1 本憲章によって定められる行政区域であるマドリード州は、次の項目を専ら所管する。

1.18 マドリード州に有意義で、国有のものではないアーカイブズ、図書館、博物館、定期刊行物資料室、音楽およびダンスの保存施設、演劇および美術施設、その他の文化保存施設や類縁のコレクション

この規定に基づいて、同州の記録管理に関する現在有効な法律である「マドリード州におけ

るアーカイブズおよび記録遺産に関する法律第4/1993号（4月21日）」<sup>31)</sup>（以下、1993年法）が制定された。その第2編「マドリード州のアーカイブズシステムについて」の第3章「マドリード州議会、州政府の省、州行政<sup>32)</sup>のアーカイブズについて」の第1節「アーカイブズ・フォンドの段階または世代」を構成する第13条で、州の行政記録が4つの段階に分けて管理されることが示されている（下記）<sup>33)</sup>。

#### 第13条

マドリード州議会、州政府の省、州行政（出先機関含む）のアーカイブズは、その世代によって記録を次のように分ける4つの段階を考慮して組織される。

- 1 執務室アーカイブズでは、複数の行政部局によって生成された、処理が続いていたり利用が頻繁だったりするアーカイブズ記録が管理される。いかなる場合も、当該施設での収蔵は、根拠のある例外を除いて、記録の処理が完了してから5年を超えないこととする。情報補助記録は取り除かれる。
- 2 議会、政府の省、行政機関の中央アーカイブズは、その執務室から前述の期間を満了した次のものを受け入れる。
  - a) マドリード州または州民の権利や関心に何らかの形で影響するような決議の行政行為が述べられた記録群の全体で、その行為が確定しその宣告の完遂に至る法的手続きが行政機関によって実行されたもの。
  - b) 決議された行政行為が報告書や調査成果などの形で述べられるのが適切ではない記録群または記録で、その影響の全体像が記されたもの。
- 3 中央アーカイブズに収蔵されるアーカイブズ記録は、当該施設に収められた日付から10年まで収蔵される。しかし、記録の性質に応じて、政府の専門の次官やそれに相当する議会や各出先行政機関の責任者による事前の決議によって支部に保存することができる。同様に、利用がほとんどされず参照もめったにされない記録のシリーズは、専門の次官やそれに相当する議会や各出先行政機関の責任者による承認があれば、中央アーカイブズの提案によって所定の期間を経る前に地域アーカイブズに送ることができる。
- 4 前項に示した期間を満了したら、記録は地域アーカイブズの下部組織に引き渡され、そこが最長15年間、中間アーカイブズにあたる取り扱いを受け付ける。
- 5 この期間を満了したら、生成から30年を経過し歴史的価値がある記録は、例外を除き、地域アーカイブズがその価値に相当する取り扱いを受け付ける。

31) 原文は“Ley 4/1993, de 21 de abril, de Archivos y Patrimonio Documental de la Comunidad de Madrid”。

32) マドリード州の「透明性ポータル」と呼ばれる情報公開ページによると、同州の自治は議会、政府、知事の三者によって行われ、政府の組織である内閣（Consejo de Gobierno）が省（Consejerías）などを置き、州の政治および行政を指揮する（2022年9月16日取得）。

<https://www.comunidad.madrid/transparencia/institucion-y-su-funcionamiento>

なお、州には司法機関も置かれるが、国の司法府に属する。

33) 第2編の最初の条項である第10条第1項で、「マドリード州アーカイブズシステム」は「州が所管するアーカイブズを保護し、州民の権利と関心のための行政サービスや、歴史的科学研究のためのサービスとして機能させる規則、手段、方法で構成される集合体」と定義された。なお、第2条第1項で「アーカイブズ」という語は記録群または保存施設を指すと定義された。



第13条の冒頭文の通り、世代による4つの段階に基づいた管理が行われることが規定され、その段階を形成する施設として、執務室アーカイブズ、各機関の中央アーカイブズ、中間アーカイブズ、地域アーカイブズの4つが示された。このうち、地域アーカイブズは固有名称で、州都マドリード市内にある「マドリード州地域アーカイブズ（Archivo Regional de la Comunidad de Madrid）」を指している。3段階目の中間アーカイブズの役割は、地域アーカイブズの下部組織が担うとされるが、現状、同施設の組織図や施設案内にはこの下部組織に相当すると考えられるものは記載されておらず、「中間アーカイブズと歴史アーカイブズの段階にある記録」を管理することが述べられたのみである<sup>34)</sup>。「歴史アーカイブズ」は、1993年法の第13条では明示されていないが、前述の3つの解説書の内容から4段階目を指していると考えられる。

地域アーカイブズには、州発足の1983年から近年までの州行政記録が収蔵されており、名目だけでなく実質的にも3、4段階目両方を含む年代幅の記録が収められていると考えられるが、その中で永久保存となった4段階目の記録の年代幅など、両段階を区別しうる情報は明示されていない<sup>35)</sup>。また、同施設は72の収蔵庫で構成されるが、その使い分けは記録の媒体や形態によるとされるのみである<sup>36)</sup>。よって、3、4段階目は統合されて3段階の管理がなされていることが示唆される。

## （2）マドリード州地域アーカイブズの役割と法改正の動き

1993年法は、約24年経った2017年9月に、その改正法案<sup>37)</sup>（初版）が州の文化観光スポーツ省より出された。その第1編「マドリード州のアーカイブズとアーカイブズシステムについて」の章立ては次の通りである。

〔法案初版〕第1編 マドリード州のアーカイブズとアーカイブズシステムについて

第1章 マドリードのアーカイブズ

第1節 公的アーカイブズについて

第2節 私的アーカイブズについて

第2章 マドリード州アーカイブズシステムの定義と構造

第3章 マドリード州アーカイブズシステムの組織

第4章 マドリード州アーカイブズシステムを構成するアーカイブズとアーカイブズサブシステムについて

第1節 マドリード州議会のアーカイブズについて

第2節 マドリード州会計検査院のアーカイブズについて

第3節 マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムについて

34) 地域アーカイブズのウェブサイト（トップページ）を参照（2022年9月16日取得）。

<http://www.madrid.org/archivos/index.php/quienes-somos/conocenos/archivo-regional>

35) 地域アーカイブズのウェブサイト（州フォンドのページ）を参照（2022年9月16日取得）。

<http://www.madrid.org/archivos/index.php/fondos-y-colecciones/archivo-regional/fondos-de-la-comunidad-de-madrid>

36) 地域アーカイブズのウェブサイト（トップページ）を参照。

37) 州議会提出用の最終版の策定までの情報は、州の「透明性ポータル」を参照（2022年9月16日取得）。

<https://www.comunidad.madrid/transparencia/anteproyecto-ley-archivos-y-documentos-comunidad-madrid>  
なお、法案の初版と最終版のみ公開されている。

第4節 マドリード州の司法アーカイブズサブシステムについて

第5節 マドリード州の地方自治体行政のアーカイブズサブシステムについて

第6節 マドリード州の公立大学のアーカイブズサブシステムについて

第7節 マドリード州の公証アーカイブズサブシステムについて

第8節 マドリード州の登記アーカイブズサブシステムについて

第5章 マドリード州公共利用アーカイブズネットワークについて

現行法では、州議会、州政府・行政の記録管理を規定した章で4段階管理が示されている。一方この法案では、それらを規定する第4章より先行して、第1章第1節「公的アーカイブズについて」で4段階管理に触れられている。その条項（第8条第1項）は次の通りである。

〔法案初版〕第8条「公的アーカイブズの区分」

- 1 公的アーカイブズは、それが属する公的機関の必要性に応じて、かつ保管、管理する記録の利用に応じて、管理アーカイブズ、中央アーカイブズ、中間アーカイブズ、歴史アーカイブズで構成される。

その上で、州政府・行政の記録管理に関して規定する第4章第3節の中で、4段階管理に改めて触れられている。同節を構成する条は次の通りである。

〔法案初版〕第3節マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムについて

第27条「アーカイブズサブシステムの定義と目的」

第28条「アーカイブズサブシステムを構成するアーカイブズ」

第29条「アーカイブズサブシステムの指導および調整をする機関」

第30条「管理アーカイブズ」

第31条「中央アーカイブズ」

第32条「アーカイブズ出先事業」

第33条「中間アーカイブズ」

第34条「歴史アーカイブズ」

第35条「マドリード州地域アーカイブズ」

第36条「マドリード州によって管理される国有のアーカイブズ」

現行法と異なり、各段階の定義が第30、31、33、34条で1条ずつ割かれてなされ、機能もそれぞれ6～10項目設定された。さらに、現行法では4段階管理を規定する条のひとつの項で示された地域アーカイブズも、1つの条（第35条）を割いて規定された。その第35条の第1項は、次の通りである。

〔法案初版〕第35条「マドリード州地域アーカイブズ」

- 1 マドリード州地域アーカイブズは、マドリード州アーカイブズシステムの基準となる筆頭かつ中心であるだけでなく、マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムの間接アーカイブズおよび歴史アーカイブズの機能を、第28条第1項〔後述〕に示した団体に対して果たす。アーカイブズ、記録管理、記録遺産について所管する省に属する。

現行法のように「下部組織」といった言葉は用いられず、州政府・行政記録管理の中間アーカイブズ（3段階目）と歴史アーカイブズ（4段階目）の両方の機能を同施設が果たすことがより明確に示された。また第28条でも、州政府・行政のアーカイブズサブシステムの構成要素

として同施設が挙げられた（下記）。

〔法案初版〕第28条「アーカイブズサブシステムを構成するアーカイブズ」

- 1 マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムに属するのは、次のものに属する管理アーカイブズ、中央アーカイブズ、中間アーカイブズおよび歴史アーカイブズである。
  - a) マドリード州政府・行政の機関
  - b) 法人格を持つ、マドリード州に結び付いた、または属した公法上の団体
  - c) 社会資本の大半が、マドリード州、または州に結び付いた、あるいは属した公法上の団体によって所有される企業
  - d) 出資元がマドリード州である財団
  - e) 委託または発注された公務を執行する公法上の団体
- 2 マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムのアーカイブズは、次のものである。
  - a) 第1項に関連する行政部局の管理アーカイブズ
  - b) 第1項に示した州の省または団体の中央アーカイブズ
  - c) マドリード州地域アーカイブズ
  - d) マドリード公正証書原簿歴史アーカイブズ
  - e) (国家中央行政によって設置されたら) マドリード県歴史アーカイブズ

第2項のdとeに示された2つの施設は、それぞれ第36条の第1項と第2項で、前者が公正証書原簿の管理における歴史アーカイブズの機能などを、後者が国家の出先行政記録の管理における中間アーカイブズと歴史アーカイブズの機能や、州司法記録の管理などを果たすことが規定されたが、州行政記録の管理への言及はなかった。よって、州行政の記録は第28条第2項のa→b→cと3段階の管理がなされると解釈できる。

その後、各省や公立大学など関連機関での審議を踏まえて、2022年5月には法案の州議会提出前の最終版（以下、法案最終版）が完成した。第1編の構成を節レベルまで列挙すると、次の通りである。

〔法案最終版〕第1編 マドリード州のアーカイブズとアーカイブズシステムについて

第1章 マドリードのアーカイブズ

第1節 公的アーカイブズについて

第2節 私的アーカイブズについて

第2章 マドリード州アーカイブズシステムの定義と構造

第3章 マドリード州アーカイブズシステムの組織

第4章 マドリード州アーカイブズシステムを構成するアーカイブズとアーカイブズサブシステムについて

第1節 マドリード州議会のアーカイブズおよびマドリード州会計検査院のアーカイブズについて

第2節 マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムについて

第3節 マドリード州の司法アーカイブズサブシステムについて

第4節 マドリード州の地方自治体行政のアーカイブズサブシステムについて

## 第5節 マドリード州の公立大学のアーカイブズサブシステムについて

### 第5章 マドリード州公共利用アーカイブズネットワークについて

初版の第4章の第1節と第2節が統合され、さらに第7節と第8節が削除されたことで同章は5節構成になったが、その他変化はみられなかった。ただ条レベルでは、初版では第4章第3節（この版では第2節に相当）を構成した4段階管理の各段階を定義する条が、この版では第1章第1節に移動した。同節の第8条第1項（下記）は、多少の文言の変化がみられるが、初版と同様に4段階管理に関する規定の初出部分になっており、そこで示される4種のアーカイブズを定義する条文が直後（第9条から第12条）に続く構成となった。

#### [法案最終版] 第8条「公的アーカイブズの区分」

- 1 公的アーカイブズは、それが属する公的機関やその自己組織化の必要性に応じて、かつ保管、管理する記録の利用に応じて、管理アーカイブズ、中央アーカイブズ、中間アーカイブズ、歴史アーカイブズで組織されうる。

なお、初版では各段階を定義する条でそれぞれの機能が列挙されたが、この版ではいずれも「規則によって規定される（未来形）」と述べられ、明示されなかった。法案の構成が変わり、4段階管理が州政府・行政に限った規定ではなくなったことで、初版ほど具体的には示せなくなったのが要因であると考えられる。

さらに大きな変化となったのは、地域アーカイブズを規定する条がなくなったことである。他の条に内容が統合されたわけでもなく、同施設が4段階管理のどの段階の機能を果たすのかわ不明瞭になってしまった。唯一、そのことを推察する材料となりうるのが、マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムの構成要素を列挙する第30条第2項である（下記）。

#### [法案最終版] 第30条「マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムを構成するアーカイブズと指導および調整をする機関」

- 2 マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムのアーカイブズは、次のものである。
  - a) 第1項<sup>38)</sup>に示した州の省または団体に属する行政部局の管理アーカイブズ
  - b) 第1項に示した州の省または団体の中央アーカイブズ
  - c) マドリード州地域アーカイブズ
  - d) マドリード州所管の国有の公的アーカイブズ

初版の第28条第2項に相当するこの条文では、マドリード公正証書原簿歴史アーカイブズとマドリード県歴史アーカイブズが、マドリード州所管の国有の公的アーカイブズとしてひとまとめにされた変化がみられる。初版の条文と同様に、州所管の国有施設の規定を参照し、逆算的に地域アーカイブズの役割を推察することは可能であると想像できるが、国有施設も地域アーカイブズと同様に規定する条がなくなってしまったのである。

州所管の国有施設の設置経緯をたどると、「100年以上経過した公正証書原簿を、歴史アーカイブズとして再構成するためにアーキビスト・司書・考古学者専門家団体の事業に組み込

38) 第1項は初版の第28条第1項に相当する条項で、ほぼ同等の5種の機関、団体が挙げられた（4つ目の団体だけ「マドリード州行政に結び付いた、または属した財団」と変更された）。



むことを命ずる1931年11月12日政令」<sup>39)</sup>によって、全国各県の県都に県歴史アーカイブズまたは公正証書原簿歴史アーカイブズが設置されたが<sup>40)</sup>、マドリード県では後者が設置された。県よりも上層の自治州は、現行の1978年憲法で規定された地方区分であり、当時はまだ成立しておらず、県が地方区分の最上層だった。自治州成立後の1985年には、「国家行政の文化関連機能、事業のマドリード州への委譲についての勅令第680/1985号（4月19日）」<sup>41)</sup>に基づいて、保存される記録は国有であることが維持されたまま、同施設の管理はマドリード州に委譲された<sup>42)</sup>。それが現在になって、県歴史アーカイブズの設置が望まれる状況になっており、法案最終版の付則第11では同施設に公正証書原簿歴史アーカイブズを統合する予定であることが述べられている。

県歴史アーカイブズは、州行政の記録管理の役割も担うことがHeredia Herrera（1991）で示された。マドリード州は、同名の県のみで構成される単県州であり、「自治州の手続きに関する法律第12/1983号（10月14日）」<sup>43)</sup>の第9条で、単県州では県行政は州行政に完全に統合されると規定されることから、同州で県歴史アーカイブズが州行政記録管理も担うことの親和性はより高いと考えられる。いずれにせよ、1段階目は第30条第2項のaが、2段階目はbが担うと考えられるが、cやdの詳しい規定が削除されたため、残る3段階目と4段階目をcが担う可能性だけでなく、dのうち県歴史アーカイブズがその名称から4段階目を担い、地域アーカイブズは専ら3段階目を担うことで、3、4段階目が明確に区別される可能性も浮上する。

法案の変更の要因のひとつと考えられるものとして、4段階管理や3、4段階目の区別に關する、とある指摘が挙げられる。それは、法案最終版が完成するまでに出された関連文書のうち、州知事法務政府報道省（当時）の弁護士局によって作成された報告書の中にある。同書は、州議会への法案提出時の添付資料となっており<sup>44)</sup>、法案を検証した結果がまとめられた。報告書内の「法的考察」という見出しの中に「条項の分析」という小見出しが設けられたが、その中で次の指摘がなされた。

第35条では、マドリード州地域アーカイブズに言及している。

この項目について、法案の第8条第1項と第28条第1項の規定によると、アーカイブズ

39) 原文は“Decreto de 12 de noviembre de 1931 disponiendo que los Protocolos de más de cien años de antigüedad queden incorporados al servicio del Cuerpo facultativo de Archiveros, Bibliotecarios y Arqueólogos para reorganizarlos como Archivos históricos”。

40) マドリード公正証書原簿歴史アーカイブズの案内5頁参照（2022年9月16日取得）。  
[http://www.madrid.org/archivos/images/ACTIVIDADES/PUBLICACIONES/Guia\\_ArchivoHistoricoProtocolosMadrid\\_3ed\\_2018.pdf](http://www.madrid.org/archivos/images/ACTIVIDADES/PUBLICACIONES/Guia_ArchivoHistoricoProtocolosMadrid_3ed_2018.pdf)

41) 原文は“Real Decreto 680/1985, de 19 de abril, sobre traspaso de funciones y servicios de la Administración del Estado a la Comunidad de Madrid en materia de cultura”。

42) マドリード公正証書原簿歴史アーカイブズのウェブサイト参照（2022年9月16日取得）。  
<http://www.madrid.org/archivos/index.php/quienes-somos/conocenos/archivo-historico-de-protocolos>

43) 原文は“Ley 12/1983, de 14 de octubre, del Proceso Autonómico”。

44) 州議会のウェブサイトを参照（2022年9月16日取得）。  
<https://www.asambleamadrid.es/actividad/iniciativa?iniciativa=355612>  
2022年5月11日付の手続きの資料としてPDFが掲載されているが、その中に「S.J.- 157/2018」というコードの付された122頁にわたる文書として収録されている。なお、報告書は2018年2月1日付の法案を基に作成されており、現在公開されている初版（2017年9月版）とは異なる文案を基に述べられたものであるが、後述する引用文（p.49）の内容は条の番号を含めて初版とも整合性が取れるため、ここで言及している法案の変更の要因として提示するのは妥当であると考えられる。

は管理アーカイブズ、中央アーカイブズ、中間アーカイブズ、歴史アーカイブズで組織されるようだが、第35条では前述の地域アーカイブズについて「マドリード州アーカイブズシステムの基準となる筆頭かつ中心であるだけでなく、マドリード州政府・行政アーカイブズサブシステムの中間アーカイブズおよび歴史アーカイブズの機能を果たす」と定められている。つまり、先行する条で規定されるように、定義されたアーカイブズの種別は独立的であると考えられるが、その構成とはかみ合わない二重の機能が与えられている。

さらに、法案に含まれる規範の実務への適用に際して、どの記録に中間アーカイブズの機能を果たすのか、どれに歴史アーカイブズの機能を果たすのかについて識別することの問題を生み出す可能性がある。

結論としては、法案の中での一貫性を保つために、文章を明確にすべきである。

報告書では、あくまでも一貫性を保つ修正をするよう指摘されただけで、1つの施設に2つの段階の機能を持たせてはならないという指摘がなされたわけではない。よって、例えば4段階管理を示した第8条第1項や第28条第1項に相当する条文に、1つの施設に2つの段階の機能を持たせることも可とする文言を付加する方策もあったと考えられる。あるいは、2つの段階のうち一方を当該施設の下部組織が担うという現行法の規定でも、機能の二重性は見かけ上は回避できたのではないだろうか。

それでも、最終的には地域アーカイブズの果たす役割を明示しない文案に修正され、州議会に提出された。法案の初版では、県歴史アーカイブズにも2つの段階の役割が与えられたが、州弁護総局の報告書では当該施設の二重機能の規定に対する指摘はなかったものの、地域アーカイブズと同様に施設を規定する条自体がなくなり、全体としても機能の二重性が一掃された文案に至った。これは、4段階管理の理念を尊重した結果なのだろうか。それとも、県歴史アーカイブズの設置や役割が未確定であるゆえの意図的な曖昧さなのだろうか。

マドリード州行政記録の管理において、4段階の管理の3、4段階目がどのように区別されるかを調査するには、法改正、県歴史アーカイブズの設置の両者の今後の動向を注視することが不可欠となる。また同時に、2つの段階の記録が今後どのように管理されるのかも注目する必要がある。法改正や別施設が置かれることでの変化を察知するには、これまでの運用の中の3、4段階目の区別の実態を探ることも求められるだろう。

### 3. マドリード州行政記録の評価選別関連文書の分析

前節の通り、スペインの自治州の中でマドリード州に着目すると、アーカイブズに関する自治権を基に域内の記録管理に関する法律が1993年に制定され、その中で行政記録の4段階管理が規定されたが、3段階目の管理は4段階目を担う施設の傘下で行われると定められたことがわかる。さらに、近年になって行われている法改正の動きを追うと、当初は4段階管理の手法を踏襲しつつ、3、4段階目の管理を同一の施設が担うことが法案で述べられたが、州弁護総局の指摘などもあり、4段階管理の規定は保ちつつも2つの段階の管理を兼ねる施設の規定自体が削除されたことが確認された。

今後の動向を追うために運用実態をつかむ必要性を見出したが、そのひとつの明快な手がかりとして、同州で公表されている「記録識別評価調査票（Estudio de Identificación y

Valoración)」（以下、調査票）が挙げられる。その様式をみると、4段階管理を前提とした部分があり、3、4段階目の区別の状況を実際のシリーズごとに捉えることができ、調査対象として有効であると考えられる。本節では、その調査票の公表意義や作成母体をまず確認し、公表の流れや関連する文書を整理する。さらには、調査票の様式を概観し、どの項目から3、4段階目の区別を見出せるかについてまとめる。その上で、実際に公表されてきた州行政記録の調査票で2つの段階が区別されているかどうか、評価される記録の価値や、保存期間や廃棄時期などとの関連性からその傾向を調査し、分析、考察する。

### （1）記録識別評価調査票と関連文書の策定意義、公表プロセス

マドリード州行政記録管理における評価選別は、現行法では第2編第3章の中の第4節「記録シリーズの分析と評価について」で規定されており、その最初の条である第16条で、次の通り述べられている。

#### 第16条

- 1 記録の様々な価値が示され、それに応じて記録の有効期間、アクセス期間、保存期間が設定されるよう、記録が各段階や世代でアーカイブズ・フォンドに編成される中での記録シリーズの分析や識別が、第10条第2項<sup>45)</sup>に述べられる部局によって果たされる基本的な義務として州行政のためになされる。
- 2 州行政の全ての組織は、協力を申し出ることや、特に行政手続法で規定される合理化、規範化の要求を満たすことでこの義務を果たす。
- 3 記録シリーズが識別され、価値が示され、有効期間が設定されたら、マドリード州アーカイブズ委員会の事前報告を得た上で、第10条第2項に基づく担当大臣の承認を受け、その承認によって本法で考慮される移管、廃棄や削除、アクセス、サービスに関する適切な行為や手段がもたらされる。

第3項で示された「マドリード州アーカイブズ委員会」は、「マドリード州アーカイブズ委員会の構成、組織、機能の規則」<sup>46)</sup>で別途定められており、その第2条で機能が、第3条で人員構成が示されている（下記）。

#### 第2条「機能」

マドリード州アーカイブズ委員会は次の機能を持つ。

- a) 1993年法で示される範囲の中で、発案や行為をもたらしこと。
- b) 十分なアーカイブズ情報を整備すること。
- c) 1993年法で規定される案件について、また有償無償問わず調達案件についてなど、州議会、州内閣、または州行政がアーカイブズ委員会に託すあらゆる案件に関する

45) 「マドリード州アーカイブズシステムに関連する行政の担当業務の執行の指示と調整を所管する部局が属する省は、規則に従って決定される」と定められた。ただ、すぐにそのような規則は設けられず、Cruz Mundet (1996)でも、各州の当時の状況が記される中で、アーカイブズシステムの指示や調整が特定の省の所管とは明示されなかった唯一の例であると述べられた (p.130)。しかし、同州アーカイブズ委員会が関連する省令は一貫して文化観光スポーツ省および相当する省によるものであり（後述）、実質的には所管が決まっていたと考えられる。

46) 原文は“Reglamento de composición, organización y funcionamiento del Consejo de Archivos de la Comunidad de Madrid”。

情報を発信すること。

- d) 事前に調査票と提案が示された上で、記録の評価、およびその保存とアクセスの期間についての提案を知らせること。
- e) 廃棄すべき記録シリーズについての提案を知らせること。
- f) 州が所管するアーカイブズの規則を知らせること。
- g) 委員会の所管業務について規定されるとみなされる、その他あらゆる機能。

### 第3条「委員会の構成」

マドリード州アーカイブズ委員会の構成は次の通りである。

- a) 委員長：アーカイブズおよび記録遺産に関して所管する省の大臣、または委任された者。
- b) 副委員長：アーカイブズおよび記録遺産に関して所管する局の長、または委任された者。
- c) 正規、代理含め、委員12名：
  - マドリード基礎自治体連盟に任命された、マドリード州基礎自治体代表委員2名
  - アーカイブズおよび記録遺産に関して所管する局の長に任命された、私立アーカイブズ代表委員3名
  - アーカイブズおよび記録遺産に関して所管する局の長に任命された、マドリード州アーカイブズシステムを構成する各サブシステムの代表委員3名
  - アーカイブズおよび記録遺産に関して所管する局の長に任命された、科学的または文化的に特に優れた3名
- d) 事務局：アーカイブズおよび記録遺産に関して所管する省の大臣に任命された、アーカイブズ博物館図書館局の上級役職を持つ職員1名

第2条のdとeで示される機能の一部として、同委員会は「記録識別評価調査票」を都度公表している。同調査票の名称に含まれる「識別 (identificación)」と「評価 (valoración)」は、それぞれ次の通り定義されており、シリーズ単位で調査票が作成されている<sup>47)</sup>。

識別：記録の評価や、アーカイブズ編成、記述、標準化、そして記録へのアクセスの基盤として、公的、私的問わず、個人または法人の構成と機能や、生成される記録シリーズを分析すること。

評価：識別によって、記録シリーズの価値の決定ができるようになるが、アーカイブズの各段階での保存期間や移管時期、また廃棄、一時保存、永久保存のいずれとなるか、さらにはそれらに基づいたアクセス体制を設定、構築するために、記録シリーズの一部をなす記録について、識別を通して得られた行政的、法的、財政的、会計的、情動的、歴史的特徴の調査や分析をすること。

同調査票が公表されると、その分析結果の一部が、州の文化観光スポーツ省および相当する省の省令によって「評価表 (Tabla de Valoración)」として承認、公表される。同表に基づいて該当する記録群の評価選別が行われ、必要に応じて「廃棄提案書 (Propuesta de

47) 2つの語の定義、調査票、また評価表公表後にその訂正が記された官報は、委員会のウェブサイトを参照 (2022年9月16日取得)。

<http://www.madrid.org/archivos/index.php/quienes-somos/conocenos/consejo-de-archivos/valoracion-de-documentos>



Eliminación)」が作成され、評価表と同様に文化観光スポーツ省および相当する省の省令によって承認される。よって調査票は、実際に記録の評価選別や廃棄を行う際に根拠となる調査分析が綴られた文書であるといえる。

## （２）記録識別評価調査票の内容構成

調査票は2012年11月にその1件目が作成され、これまでに総作成、承認件数は73件に上っている。2012年の1件目から2022年の73件目まで概観すると、調査票の様式は何度か変更（改訂）していることがわかる（表4）。

ただいずれも、基となるデータ（Ⅰ～Ⅲ）、分析事項（Ⅳ～Ⅵ）、報告内容（Ⅶから先、最終章以外）、調査票の統制データ（最終章）の4編に分かれると考えられる。最初の3つの章に示されるデータを基に分析事項が述べられ、その分析事項が報告内容に反映され、報告内容が省令として承認された上で「評価表」として公表される。

これらの中で、4段階管理を前提とした様式が設定されているのはⅢ—5「量と増加」、Ⅲ—6「利用頻度」、Ⅵ—1「選別」である。3つの節で、段階ごとの記載がみられる項目をまとめると、次の通りである（角括弧は筆者の補記）。

### Ⅲ—5「量と増加」※1、2、3、4段階目

格納単位数

[記録総量を表す] 長さ (m)

[記録の] 年代範囲

年間増加量

### Ⅲ—6「利用頻度」※1、2、3、4段階目

執務室 [での利用]

州民 [による利用]

研究者 [による利用]

### Ⅵ—1「選別」※1、2、3段階目

廃棄時期

収蔵期間 (年)

根拠

調査票の全体構成に変遷があるのと同様、上記3節の項目名にも多少の変化がみられるが、内容としては1件目から最新の案件まで大きな変更はなく、段階別の記載がある点も一貫している。Ⅲ—5「量と増加」とⅢ—6「利用頻度」では、それぞれの実績値が段階ごとに記載されており、州行政のシリーズで3、4段階目を区別して数値が記載される例がいくつかあるが、情報が一切ない調査票も少なからずあり、実態が全て掲載されているか疑わしい。一方Ⅵ—1「選別」では、最終的に保存か廃棄か、またその範囲が基本方針<sup>48)</sup>として示されつつ、各段階の収蔵期間、廃棄時期（何年目に行くか）、その根拠が記されるが、後の評価表にもつながる分析事項であるため、収蔵、廃棄をすべき段階には必ず年数等が記載されている。よって、段

48) 基本方針にかかわらず、見本として記録を一部保存する提案がなされる場合もあり、その見本の選別基準や保存施設は別途註記される。

表4 マドリード州アーカイブズ委員会による記録識別評価調査票の構成の変遷

	①当初(2012年～)	②2013年途中～	
I 識別	1. シリーズの識別データ 2. 出所と作成日、失効日 3. 備考		
II 手続き	1. 当該手続きの総合データ 2. 法規 3. 当該書類の手続き		
III アーカイブズデータ	1. シリーズの総合的特徴 2. 関連するシリーズ 3. 編成 4. 記述レベル 5. 量と増加 6. 利用頻度 7. 物理的媒体	1. シリーズの総合的特徴 2. 関連するシリーズと記録 3. 編成 4. 記述レベル 5. 量と増加 6. 利用頻度 7. 物理的媒体	
IV 評価	1. 評価	1. 価値	
V アクセスシビリティ	1. アクセス体制		
VI 選別	1. 選別		
VII 提案者から委員会へ出された報告	1. 提案に伴った報告 2. 管理者への勧告		
VIII 委員会によって承認された報告	※節なし		
IX 識別評価調査票の統制データ ※②からは「IX統制」	1. 統制のための総合データ 2. 備考		
	③2015年途中～	④2016年途中～	⑤2019年途中～
I 識別	1. シリーズの識別データ 2. 出所と作成日、失効日 3. 備考		
II 手続き	1. 当該手続きの総合データ 2. 法規 3. 当該書類の手続き	1. 記録シリーズ関連手続き <sup>2)</sup> の総合データ 2. 当該書類の手続き 3. 法規	
III アーカイブズデータ	1. シリーズの総合的特徴 2. 関連するシリーズと記録 3. 編成 4. 記述レベル 5. 量と増加 6. 利用頻度	1. シリーズの総合的特徴 2. 関連するシリーズと記録 3. 編成 4. 記述レベル 5. 量と増加 6. 年間利用頻度	
IV 評価	1. 価値		※節なしに変更 <sup>3)</sup>
V 記録と情報のアクセスとセキュリティ	1. 記録シリーズへのアクセスの総合要件 2. 特別な規則の影響があるか、その規則で定められる記録シリーズのアクセス 3. 特別な公開体制が敷かれる内容 4. 保護の余地のある内容 5. アクセス制限のある書類へのアクセスを助けるために提案される処置(データの分離や部分的なアクセスの可能性と様態) 6. 記録シリーズに必要な、特別なセキュリティ処置		
VI 選別	1. 選別		
VII 提案者から委員会へ出された報告	1. 提案に伴った報告 2. 管理者への勧告	[VIIの節]※VIIIは節なし <sup>4)</sup>	1. シリーズの記録管理に関する活動の勧告
VIII 委員会によって承認された報告	※節なし		
IX 統制	1. 統制のための総合データ 2. 備考		

[出典]調査票を参照し、筆者作成。

2)④からは、この節と次節の「手続き (el procedimiento)」という語句の末尾に複数形も括弧書きで示され、複数ある可能性も考慮された。

3)節の見出しがなくなっただけで、内容に変化なし。

4)④からは従来のVIIが「VII管理者への勧告」と「VIII評価提案の技術・実施の要旨報告」に分離し、以降番号繰り下げ。

階の区別に関して全体の傾向をつかむためには、選別に関する項目を参照するのが望ましい。

調査票で扱われるシリーズ全73件のうち、12件は州内の基礎自治体、2件は州立専門学校・専門職協会、3件は州内の大学のもので、残る56件が州行政のものである。現行法では、4段階管理は州政府・行政記録の管理として示された手法であり、また法改正を通して地域アーカイブズが2つの段階を兼ねることで問題となっているのは、州行政記録の管理である。さらに、

州行政の56件の中には、完結したもの、つまりそのシリーズに属しうる新規の記録が発生しないものが4件ある。完結したシリーズの場合、調査票の作成時点での保存状況に応じた評価選別がなされるため、段階の区別や各段階での保存期間の設定に、シリーズ個別の事情が大きく影響を与えうることから、全体の傾向をつかむための調査対象としては望ましくない。よって、州行政の継続しているシリーズの調査票52件を分析対象とするのが妥当である。

### （3）記録識別評価調査票における3、4段階目に関する傾向と考察

調査票の選別に関する項目のうち収蔵期間は、前述の解説書でも4段階管理を前提に段階別に示されており比較が可能である。記録の一次的価値も、その種類別の有無だけでなく存続期間が記されており、収蔵期間との照合によって段階別の違いを見出せる。最終的に廃棄か保存か、また廃棄の場合はその時期も含め、52のシリーズ別にまとめると表5の通りである。

保存期間に着目した際に52件に共通してみられるのは、1つ前の段階を経ずに管理される提案はなされないことである。つまり、いずれも必ず執務室アーカイブズ（1段階目）での管理が行われ、その後中間アーカイブズ（3段階目）の管理が設定されるならば必ず機関の中央アーカイブズ（2段階目）の管理も設定される<sup>49)</sup>。

52件のうち、3段階目の収蔵期間を提案するのは9件（1、5、32、43、48、49、50、70、73番）あった。各段階での収蔵期間の長さに着目すると、1つ（73番）を除いては1、2段階目に示される年数の合計が13～16年と、ある程度類似した長さで設定され、前述の解説書で示される標準的な期間といえる。3段階目までに示される年数を合計すると30年以上となるシリーズは9件あるが、うち8件（1、5、32、43、48、49、70、73番）は3段階目の収蔵期間を設定しており、2段階目までの設定にとどまっているのは1件（13番）のみである。よって、合計の保存年数の長いことが、3段階目が形成される要因のひとつと捉えうる。

記録の価値に目を向けると、52件のうち2件（22、70番）を除いては、一次的価値の存続期間として処理完了後の年数が明確に設定される場合は、いずれも2段階目までの収蔵期間でカバーされる。一次的価値のある記録は、基本的に1、2段階目が担うと考えられる。

ただ、中には一次的価値の存続期間が明確に設定されず、「不定」などと記載されるものが少なからずみられる。最終的に原則全廃棄ではなく、一部または全部が永久保存されるシリーズは、永久保存となる記録の二次的価値（による利用）もカバーする必要が生じるだろう。52件のうち、最終的には原則全廃棄ではない方針が示されるシリーズは17件あるが、うち5件（1、5、22、48、49番）は、一次的価値のいずれかの種別でその存続期間に具体的な数値が用いられない。5件の中で、1件（22番）を除いては3段階目の管理も設定されることから、一次的価値の存続期間が予測できず、その消滅前に二次的価値が上回る可能性がある際に、3段階目の管理が設定され则认为する。

とはいえ、解説書や法令で示される4段階管理の手法に則れば、最終的に永久保存となる記録は4つの段階を経ることになり、原則全廃棄ではない提案がなされるシリーズには、いずれも3段階目の管理が設定されるはずである。しかし、原則全廃棄ではない提案がなされるシリー

49) 見本として永久保存される記録が、執務室アーカイブズ（1段階目）から地域アーカイブズに直接移管される提案もあるが、施設の固有名称が示されるのみで、段階を表す名称は伴わない。

表5 調査票による、州行政の継続する各シリーズの目的別価値、段階別保存期間

番号	最新版公表年	現用機関 <sup>5)</sup>	一次的価値存続期間(特筆しなければ処理完了何年後までか)※価値がなければ空欄				保存(収蔵)年数 <sup>6)</sup> ※A=アーカイブズ			基本方針 <sup>7)</sup>
			行政	法	財政	会計 <sup>8)</sup>	執務室A	中央A	中間A	
1	2012	EHE	1	契約中			1	14	35	一部
2			1	3			1	4		全廃
4	2013	MAVA	5~不定	不定	4		5			全廃
5		EUCP	5	不定	4		5	10	15	一部
7		PJI	1	不定			1		※	全廃
8			5	不定	4		1	5		全廃
9			5	不定	4		1	5		全廃
10		TI	5	不定	4		5	※		全廃
11	2014	EHE	5	不定			1	4		全廃
12			1~5	不定	4		1	25		全廃
13			1~不定	不定	4		1	49		全廃
15		TI	5	不定	4		5			全廃
16		EHE	5	不定	4		1	4		全廃
17		MAVA	1		4		1	4		一部
18		PJI	1				1	1		全廃
19		TI	5	不定	4		5	5		全廃
20	2015	FJPS	1~不定	不定	4		1	4		全廃
21		PJI	5~10				5	5		全廃
22			10	不定			1	4		全保
23			1				1	4		全保
24		EHE	5				2	3		全廃
25			10	15~不定		5	5	15		一部
27			5	10			3	12		一部
29		MAVA	20	20	4	5	5	15		全保
30			3		4	5	1	4		全廃
31		S	5	5			1	4		全廃
32	2016	各省	5	15	4	5	5	10	15	一部
33		EHE	4	15		5	5	10		全廃
35			5	10			5	5		全廃
36		各省	4	5			5			全廃
37			4	5			5			全廃
40	2017	EUCP	5	15	4	5	5	10		一部
41		各省	10	15	4	10	10	12		一部
42	2018	EHE	5	5			2	3		全廃
43		CTD	6	10			5	10	15	全保
45		FJPS	不定	満了後15			2~5	10		全廃
46			不定	満了後15			2~5	10		全廃
47	2019	EHE	失効後2~5	15			2~5	10		全廃
48		各省	不定	15			5	10	15	全保
49			不定	15			5	10	15	全保
50		EUCP	2	3			3	10	15	一部
53	2020	各省	5	15			5	10		全廃
54			5	15			5	10		全廃
55			5	15			5	10		全廃
56			5	7			1	6		一部
3	2020改訂	EHE	4	10	4		5	10	※	全廃
14			4	10	4		5	10		全廃
61	2021	PJI	5	10	10	6	1	9		全廃
65		各省	5	15			5	10		全廃
66		EUCP	1	5		5	5			全廃
70	2022	各省	6	60	4	6	6	10	44	全廃
73		S	5~不定	5~不定			不定	5~10	25	一部

[出典]該当する調査票および訂正を参照し、筆者作成。

5) 現行の分掌に基づいて次の略称で示した。CTD：文化観光スポーツ省、EHE：経済財務労働省、EUCP：教育大学科学報道省、FJPS：家族青年社会政策省、MAVA：環境生活農業省、PJI：知事法務内務省、S：厚生省、TI：交通インフラ省。

6) 執務室アーカイブズでの保存年数は、処理完了の何年後までかを示し、その他の段階は移管後の年数を表す。廃棄がなされる段階には、保存年数に下線を付した。「※」は、調査票公表以後は当該段階で保存されないが、既にその段階の管理下にあった記録は廃棄とされたことを表す。

7) 「一部」は一部保存または一部廃棄、「全保」は全保存、「全廃」は全廃棄を表す。

8) 2013年途中までは会計的観点の項目はなく、3種類のみ。



ズ全17件をみると、むしろ過半数の9件では3段階目の収蔵期間が設定されない。それらの2段階目より後の管理は、移管先として4段階目の名称「歴史アーカイブズ」を記述したり（17番）、固有名称「地域アーカイブズ」を記述したり（22、23、29番）する例もあるが、大半（25、27、40、41、56番）は明示的ではない。そもそも、52件の中で3段階目までの収蔵期間を提案する9件をみても、3段階目より後の管理は同様に、歴史アーカイブズの場合（5、32番）、地域アーカイブズの場合（73番<sup>50)</sup>）がある中で、大半（1、43、48、49、50、70番）は不明瞭である。これらは、1、2段階目を経た後の管理を二分する必要性の希薄さの表れと捉えられ、3、4段階目の区別の実効性の低さを示していると考えられる。

### おわりに（将来的な動向を見据えて）

本稿では、マドリード州の記録管理制度の変遷を踏まえつつ、評価選別の観点から、同州行政記録の4段階管理の3、4段階目の区別について分析した。区別は曖昧な傾向がみられたが、今後の法改正や国有施設の動きによっては変化するかもしれない。しかし、規範に基づくと考えられる調査票でさえ、4段階管理を理念とした法律の下でも2つの段階の区別が曖昧な現状は、その区別の実効性の低さを強調しているともいえる。

また、3、4段階目を区別する傾向がみられ始めても、ある程度長期的に観察しなければ、4段階管理の理念が定着したとは判断できない。スペイン中央行政を例に挙げると、現状3段階目として機能する、首都マドリード郊外の行政総合アーカイブズ（Archivo General de la Administración）は4段階目の役割も兼ねていると考えられており、本来の4段階目の施設であるマドリード市内の国立歴史アーカイブズ（Archivo Histórico Nacional）がスペース逼迫によって移管不能となったことに起因する<sup>51)</sup>。3段階目を都市郊外の広い施設が、4段階目を都市部の狭い施設が担うことは、時の経過に伴って記録の提供対象が拡大する一方、評価選別で記録が厳選されることを踏まえれば一見妥当であるが、4段階目の記録は蓄積されていくため、スペース確保は必至である。マドリード州行政でも、3、4段階目を明確に区別した上で、都市部の広くない施設が4段階目の役割を担うとしたら、中央行政と同じ道を歩み、実質3段階に戻る可能性はある。中央行政も含め、それでも問題なく管理されるならば、区別の実効性はやはり弱く、4段階管理を基本理念とすること自体、再検討の余地があるのではないだろうか。

近年の潮流である記録の電子媒体への移行は、スペース問題の解決策になりうるが、段階的な記録管理自体の意義が問われるもうひとつの要因になるとも考えられる。前述の調査票の52のシリーズはいずれも紙、電子媒体の混合とされ、媒体の違いによる分析には至らなかったが、マドリード州は他州、また国の中央行政と比べても、電子行政手続きの導入や記録管理に関する情報の公開が積極的にみられるため、調査の余地があるフィールドとして期待される。

50) 3段階目の施設は具体的には示されていない。

51) 則竹前掲論文、88頁。